

7 事業実施の流れ（採択事業決定後）

（１）事前協議（令和９年１～３月）

令和９年４月の事業開始前に、協働の相手方となる団体と区、または団体同士で事業目的・ゴールを共有し、具体的な事業計画を定めます。１年度ごとの活動到達目標を設定し、具体的な事業計画を定めます。

未来創造チャレンジでは、事業の目標達成に向けた戦略計画を明確にし、今後の進捗管理や組織マネジメントなどを支援するため、事業運営に豊富な知識や経験を有する専門家も加わって、事業完了まで継続的に支援します。

（２）事業実施（令和９年４月～）

団体と区、または団体同士で進捗状況を共有し、役割分担をしながら事業を実施します。必要に応じて、計画のブラッシュアップや課題の洗い出しを行い、事業の進め方の見直しを行います。良好に進んでいる事業は、さらに高い成果を目指します。

団体と区の役割分担（例）

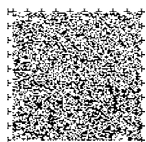
団体の役割

- ・ 運営協力者の募集
- ・ 協力企業の確保
- ・ 事業の企画・運営など

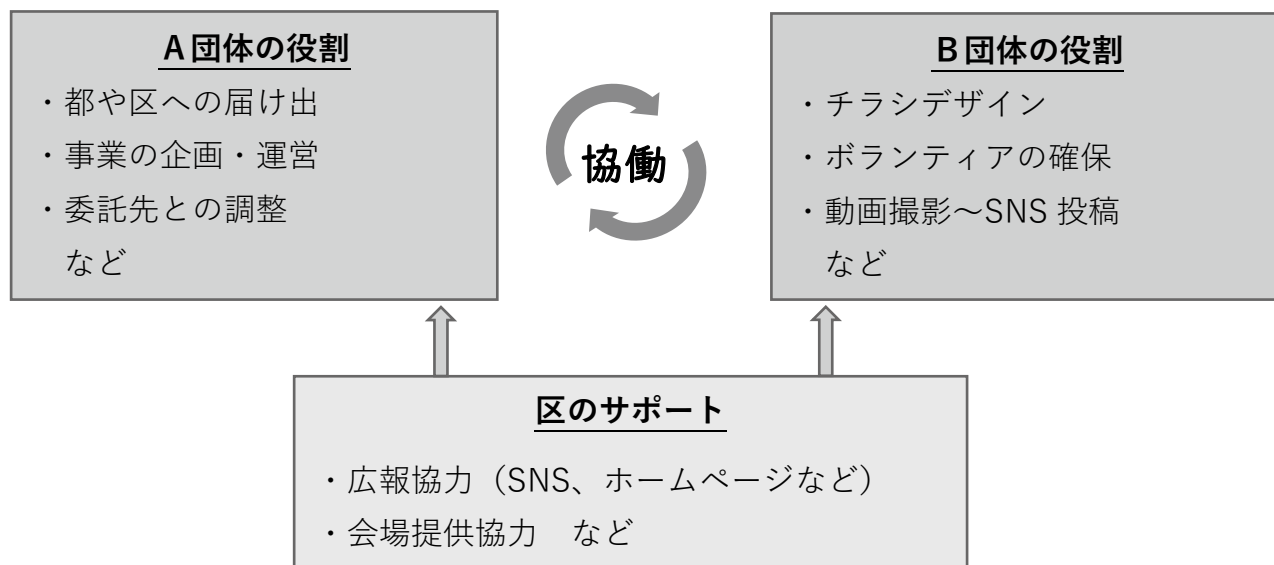


区の役割

- ・ 活動の広報（SNS、ホームページなど）
- ・ 事業の運営補助
- ・ 区や他の公共機関等との調整
- ・ 議事録の作成 など



団体同士の役割分担（例）



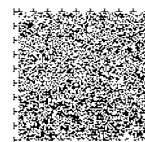
（3）成果達成報告（令和10年3月頃）

事業の成果を発表・報告する、公開事業報告会を毎年3月頃に開催します。未来創造チャレンジは、公開プレゼンテーションによる報告会を実施します。コラボチャレンジは、事前に事業実施結果を記した資料やパネルを作成いただき、区内の地域活動を発表する「練馬つながるフェスタ」等での展示を予定しています。

（4）補助金の交付について

ア 補助金交付の流れ

- 事業を実施する前に、事業計画を定め、その後補助金の交付申請を行っていただきます。
- 補助金は、必要に応じて、概算額を事前に交付をすることが可能です。（概算額の交付をしない場合は、すべての事業が終了した後に、確定金額を交付します。）
- 補助金の概算額の交付を事前に受けた場合には、補助金の精算を行い、残額が生じたときは、余剰額を返還していただきます。
- 事業実施期間中に収入が発生する場合は、補助対象額を、当該収入を差し引いた金額とする場合があります。詳しくは、協働推進課までご相談ください。



- 年度内に実施する事業がすべて終了した後、速やかに事業報告書を提出していただきます。

※ 未来創造チャレンジで、実施期間が2年以上の場合でも、補助金の交付・精算は1年度ごとに行います。

※ 交付や精算の具体的な手続きについては、採択された団体に個別に連絡します。

イ 返還について

補助金交付後、つぎの場合は決定を取り消し、交付した補助金を全額返還していただきます。

- 補助金交付決定の内容もしくは交付条件に違反したとき。
- 虚偽内容の申請または不正行為によって補助金の交付を受けたとき。

(5) その他

ア 個人情報保護

事業応募および事業実施にあたっての個人情報の取り扱いには、個人情報保護法および関係法令を遵守してください。

区が本事業において個人情報を利用する目的は、つぎのとおりです。

- ① 事業の審査に関わる手続き
- ② 団体の活動の支援に関わる手続き
- ③ その他本事業に付随する業務

イ 情報公開

採択した事業は、事業の周知および事業の透明性を確保するため、事業内容、団体名、成果・評価などを区ホームページやSNSなどで公開します。

